

報告第15号

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任及び任命について臨時代理した件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第4条及び第5条の規定に基づき、令和6年度学校運営協議会委員を任命することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年5月30日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月27日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

臨時代理書

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年5月30日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任及び任命について
（別紙のとおり）

理由

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき設置された学校運営協議会委員のうち、1名の委員から辞退の申し出があったため、解任する。

また、学校運営協議会の発展的な運営のため委員を新たに任命する必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

(別紙)

令和 6 年度 学校運営協議会委員名簿（解任）

学校	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
福間小学校	2号	保護者	鈴河 華奈子	スズカワ カナコ	福間小学校父母教師会	副会長

任期 令和 6 年 5 月 3 1 日まで

令和 6 年度 学校運営協議会委員名簿（任命）

学校	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
福間小学校	2号	保護者	鈴河 一郎	スズカワ イチロウ		
津屋崎小学校	2号	保護者	石村 絵里	イシムラ エリ	津屋崎小学校 P T A	本部役員

任期 令和 6 年 6 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

報告第16号

令和6年福津市議会6月定例会への追加上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年6月5日に令和6年福津市議会6月定例会に追加で提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年6月5日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月27日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和6年福津市議会6月定例会に追加で提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年6月5日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年福津市議会6月定例会に追加で提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会6月定例会に追加で提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総 第 1 7 6 号

令和 6 年 6 月 5 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青木 一乗



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 6 年 6 月 5 日付 6 福総第 2 6 1 号文書で照会のありました、令和 6 年第
4 回福津市議会 6 月定例会に追加で提出が予定されている下記の議案についま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 4 号）について



6 福総第 2 6 1 号
令和 6 年 6 月 5 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青木 一乗 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 6 年第 4 回福津市議会 6 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 3 1 号

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱を改正することについて

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱（平成 1 7 年福津市教育委員会告示第 1 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する告示を制定する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 青 木 一 乗

理 由

勝浦小学校入学特別認可制度において、1 学年の児童数を増員するとともに、転入学可能人数を超える申請があった場合の就学児童の決定方法を明確にする必要がある。これに伴い、条文及び様式を整備する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する告示
(令和6年6月27日福津市教育委員会告示第 号)

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱(平成17年福津市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同校の通学区域」を「勝浦小学校の通学区域(福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号)第2条に規定する勝浦小学校の通学区域をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条中「小学生」を「学齢児童」に、「1年生」を「第1学年」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条を次のように改める。

(許可期間)

第3条 特別認可制度により通学を許可する期間は、第5条の申請のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から、当該児童の卒業の日(小学校の課程を修了する日をいう。)までとする。

第4条第1項中「できる」の次に「1学年の」を加え、「学級運営の活性化又は小規模校の特性を生かした児童の成長を考慮し、望ましい学級児童数を15人として、同数を超えない範囲内において、教育長が定めるもの」を「18から、勝浦小学校の通学区域に居住する当該学年の児童の数を減じた数」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第2条に定める対象となる者であって、」を「特別認可制度により」、「入学及び転入学申込書(様式第1号)を提出」を「福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学申請書(様式第1号)により申請」に改める。

第6条の見出しを「(転入学の許可)」に改め、同条第1項中「申込みを受けたときは」を「申請があった場合」に改め、「当該申請に係る対象児(以下「申請対象児」という。)が」を削り、「審査を行うものとする」を「確認を行い、転入学を許可する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、抽選により転入学を許可する児童を決定する。

3 前項の抽選の方法は、教育長が定める。

第7条の見出しを「（申請結果の通知）」に改め、同条中「、前条第1項の審査の結果」を削り、「入学及び転入学許可通知書（様式第2号）」を「福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学許可通知書（様式第2号）」に、「入学及び転入学不許可通知書（様式第3号）」を「福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学不許可通知書（様式第3号）」に改める。

第8条の見出しを「（許可の取消し）」に改め、同条中「その転入学申込み」を「第5条の申請」に、「転入学」を「転入学の許可」に改める。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を、次のとおり改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第7条の規定による転入学の許可を受けている者は、当該児童の卒業の日までの許可を受けたものとみなす。

(表)

様式第1号(第5条関係)

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度
入 学 及 び 転 入 学 申 請 書

年 月 日

福津市教育委員会 様

申込者 住所 _____

申請者 _____ 印

※自署の場合、押印は不要です。

電話番号 _____

私は、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度の趣旨や目的を理解して、下記により、勝浦小学校への入学及び転入学を申請します。

記

ふりがな 児童氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所	〒 _____		
指定通学校			
入学・転入学の 年度・学年	年度 第 学年		
ふりがな 保護者氏名		児童との 関係	

※指定学校の変更申請は、本申請をもって充てるため、省略する。

(裏)

調 査 確 認 表

第	学年	児童氏名（ふりがな）
---	----	------------

1 勝浦小学校への通学についての考え

保護者の考え
児童の考え及び通学意欲

2 申請児童の基本的な通学方法（該当欄に○印を記入）

登校	下校	通学方法
		徒歩・バス等での自力通学
		自家用車送迎（送迎者氏名 続柄 ）
		その他

3 自力通学の可否（該当欄に○印を記入）

	自力通学を支障なくできる。
	自力通学に不安がある。（具体的な内容を記入）

4 PTA活動その他への保護者の参加（該当に☑）

PTA役員としての活動	☐ 積極的に参加できる ☐ できるものがあれば協力したい ☐ 難しい ☐ できません ☐ その他（ ）
PTA会員としての活動	☐ 積極的に参加できる ☐ できるものがあれば協力したい ☐ 難しい ☐ できません ☐ その他（ ）
日曜参観・運動会 奉仕作業等への参加	☐ 積極的に参加したい ☐ できるだけ都合をつけ参加 ☐ 難しい ☐ できません ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

福津市教育委員会

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度
入 学 及 び 転 入 学 許 可 通 知 書
(指定学校変更通知書)

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱による勝浦小学校への入学及び転入学について、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

現住所			
児童氏名			
生年月日		性別	
入学・転入学の 年度・学年	年度	第	学年
備考			

※住所等に変更が生じた場合は、福津市教育委員会学校教育課(0940-62-5090)までお知らせください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

福津市教育委員会

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度
入 学 及 び 転 入 学 不 許 可 通 知 書

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱による勝浦小学校への入学及び転入学について、下記のとおり不許可としましたので、通知します。

記

現住所			
児童氏名			
生年月日		性別	
不許可の理由			
備考			

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱(平成17年福津市教育委員会告示第1号)新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この告示は、福津市立勝浦小学校(以下「勝浦小学校」という。)の持つ自然環境に恵まれた小規模校としての特性を生かした教育を希望する児童について、<u>勝浦小学校の通学区域(福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号)第2条に規定する勝浦小学校の通学区域をいう。以下同じ。)</u>外からの転入学を認め、児童の心身の健康増進と体力作り、学ぶ楽しさと豊かな人間関係を培い、もって勝浦小学校及び勝浦地域の活性化に資することを目的とする。 (対象児童) 第2条 特別認可制度(この告示に基づき行われる通学区域外からの転入学をいう。以下同じ。)の対象となる者は、福津市に住所を有する<u>学齢児童(転入学を希望する年度において、第1学年となる者を含む。)</u>であって、次の各号に掲げる要件を具備する者とする。 (1) (略) (削除) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (許可期間) 第3条 特別認可制度により通学を許可する期間は、<u>第5条の申請のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から、当該児童の卒業の日(小学校の課程を修了する日をいう。)までとする。</u>	(目的) 第1条 この告示は、福津市立勝浦小学校(以下「勝浦小学校」という。)の持つ自然環境に恵まれた小規模校としての特性を生かした教育を希望する児童について、<u>同校の通学区域</u> <u>外からの転入学</u>を認め、児童の心身の健康増進と体力作り、学ぶ楽しさと豊かな人間関係を培い、もって勝浦小学校及び勝浦地域の活性化に資することを目的とする。 (対象児童) 第2条 特別認可制度(この告示に基づき行われる通学区域外からの転入学をいう。以下同じ。)の対象となる者は、福津市に住所を有する<u>小学生(転入学を希望する年度において、1年生となる者を含む。)</u>であって、次の各号に掲げる要件を具備する者とする。 (1) (略) (2) <u>4月(1学期の始業日又は入学日をいう。以下同じ。)</u>から<u>翌年3月(卒業日又は3学期の終業日をいう。以下同じ。)</u>までの期間を通学できる児童であること。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (通学の期間) 第3条 <u>通学の期間は、4月から翌年3月までとする。</u>

(転入学できる児童数等) 第4条 特別認可制度により、勝浦小学校に転入学できる<u>1学年の児童の数は、18から、勝浦小学校の通学区域に居住する当該学年の児童の数を減じた数</u>	(転入学できる児童数等) 第4条 特別認可制度により、勝浦小学校に転入学できる<u>児童の数は、学級運営の活性化又は小規模校の特性を生かした児童の成長を考慮し、望ましい学級児童数を15人として、同数を超えない範囲内において、教育長が定めるものとする。</u>
(削除)	2 当該年度における学級児童数が15人を超える場合は、教育長は、あらかじめ教育委員会に諮り承認を受けなければならない。
(転入学の申請) 第5条 特別認可制度により、勝浦小学校に転入学しようとする者の保護者は、<u>福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学申請書(様式第1号)により申請しなければならない。</u>	(転入学の申請) 第5条 第2条に定める対象となる者であって、勝浦小学校に転入学しようとする者の保護者は、<u>入学及び転入学申込書(様式第1号)を提出しなければならない。</u>
(転入学の許可) 第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合、<u>第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。</u>	(転入学児童の審査選考) 第6条 教育委員会は、前条の申込みを受けたときは、<u>当該申請に係る対象児(以下「申請対象児」という。)が第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの審査を行うものとする。</u>
2 第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、抽選により転入学を許可する児童を決定する。	2 教育委員会は、前項の審査を行うにあたり、必要があると認める場合は、<u>勝浦小学校校長及び学校教育課長をして、面接を行うことができる。</u>
3 前項の抽選の方法は、教育長が定める。	3 教育委員会は、第1項の審査を行うにあたり、必要があると認める場合は、<u>あらかじめ申請対象児が通学する小学校校長(申請対象児が未就学児である場合は、現に通園又は通所している施設の長)の意見を聴くことができる。</u>
(申請結果の通知) 第7条 教育委員会は、<u>転入学を許可する決定をしたときは福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学許可通知書(様式第2号)により、許可しない決定をしたときは福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学不許可通知書(様式第3号)により、保護者に通知するものとする。</u>	(転入学児童の認定) 第7条 教育委員会は、前条第1項の審査の結果、転入学を許可する決定をしたときは<u>入学及び転入学許可通知書(様式第2号)</u>により、許可しない決定をしたときは<u>入学及び転入学不許可通知書(様式第3号)</u>により、保護者に通知するものとする。

(許可の取消し)	(転入学児童の認定取消し)
第8条 教育委員会は、転入学を許可した後において、<u>第5条の申請</u>に事実と相違する事項が判明したとき、又は趣旨及び目的に合わない事由が生じ、児童の通学及び学校運営に支障があると認められるときは、<u>転入学の許可</u>を取り消すことができる。	第8条 教育委員会は、転入学を許可した後において、<u>その転入学申込み</u>に事実と相違する事項が判明したとき、又は趣旨及び目的に合わない事由が生じ、児童の通学及び学校運営に支障があると認められるときは、<u>転入学</u>を取り消すことができる。
様式第1号(第5条関係) (略)	様式第1号(第5条関係) (略)
様式第2号(第7条関係) (略)	様式第2号(第7条関係) (略)
様式第3号(第7条関係) (略)	様式第3号(第7条関係) (略)

議案第 3 2 号

福津市学校給食委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市学校給食委員会委員に委嘱する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市学校給食委員会規則（平成 2 4 年福津市教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、福津市学校給食委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校給食委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する 1 5 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 1 0 分の 4 未満であってはならない。

（1） 福津市立小中学校の学校長、学校給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員の代表

（2） 福津市立小中学校の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。）の代表

（3） 福津市学校給食会の代表

（4） 福津市共同調理場運営委員会の代表

（5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は 1 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

福津市学校給食委員会委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和7年3月31日

区分		氏名	フリガナ	備考
1号	市立小中学校の学校長代表	清水 光朗	シミズ アキラ	福間中学校 校長
1号	市立小中学校の学校給食担当教諭の代表	小野 陽子	オノ ヨウコ	福間小学校 教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び学校栄養職員の代表	岡野 亜希子	オカノ アキコ	福間南小学校 栄養教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び学校栄養職員の代表	宮崎 涼子	ミヤザキ リョウコ	福間中学校 栄養教諭
1号	市立小中学校の養護教諭の代表	松吉 美優	マツヨシ ミユ	福間中学校 養護教諭
2号	市立小中学校の保護者代表	宮川 拓	ミヤカワ タク	津屋崎小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	倉地 弘美	クラチ ヒロミ	神興東小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	肥後 麻希	ヒゴ マキ	福間東中学校 保護者
3号	福津市学校給食会の代表	近藤 浩美	コンドウ ヒロミ	上西郷小学校 校長
4号	福津市共同調理場運営委員会の代表	白土 真二郎	シラツチ シンジロウ	津屋崎中学校 校長
5号	教育委員会が必要と認める者	古賀 毅	コガ ツヨシ	福間東中学校 教頭

議案第 33 号

多段階浸水想定の実施と学識経験者を交えた検討等を求める請願書について

上記の議案を上程する。

令和 6 年 6 月 27 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

令和 6 年 6 月 14 日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、同規則第 4 条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため、同規則第 3 条の規定に基づき報告を行う。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育委員会請願処理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第 2 条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定による請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

第4条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。



2024年6月7日

多段階浸水想定の実施と
学識経験者を交えた検討等を求める請願書

福岡市教育委員会

教育長様

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

私たち請願者は、手光今川沿いに住居や会社を構え、学校造成によって起きる周辺地域への浸水を心配する流域市民です。中でも私・[REDACTED]と、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 4名は、「手光今川洪水浸水想定区域図の比較」(資料1)において、地点9とされる地域に居住しています。資料によると地点9は、小学校未整備の状態でも0.32~0.48mの浸水深が想定されていますが、学校造成後は0.91~1.15m(最大限に軽減しても1.05m)となります。48cmの浸水でも困りますが、1m超という浸水深に愕然とし、5月25日と6月1日、市が主催する住民説明会に参加しました。

住民説明会にはそれぞれ50人、30人ほどの地元住民が参加し、様々な不安を口にされましたが、教育部の担当の方は「1,000年に一度の確率ですから」と繰り返しておられました。この言葉が気になって県の河川管理課に問い合わせたところ、「近年、想定を超える浸水被害が多発したことから2015年に水防法が改正され、1年の間に1,000分の1の確率で発生する降雨を想定して、洪水浸水想定区域図を出すようになった」とのことでした。また、手光今川の洪水浸水想定区域を出すとき採用した1,000分の1確率としての1,103mm/24hは、1957年に起きた諫早豪雨(1,109mm/24h)をもとにしているとのことでした。

では、1,103mm/24hとはどれくらいの雨なんだろうと、気象庁のホームページで調べてみると、2019年に神奈川県で922.5mm/24h、2011年に高知県で851.5mm/24hといった記録はありましたが、宗像地区(1976年に観測開始)では、2009年7月24日の234.5mm/24hが最大でした。となると、1,103mm/24hの雨についてはそこまで心配しなくてもいいかもしれないとも思いましたが、念のため234.5mm/24hの雨が降った日、福津市で何が起きた

のかを調べてみると、西郷川が溢水し 13 棟に床下浸水が起きていました。2012 年 7 月 16 日には荻免川も溢水しており、そのときの降雨量は前々日に 133mm/24h、当日に 73.5mm/24h でした。

手光今川は、どれくらいの降雨量に耐えられる川なんだろう。福岡県の河川整備課に聞いてみたところ、「手光今川は近年改修工事を行っていないため、計画規模がわからない状態の河川です」とのことでした。長時間降雨強度式で概算ならできるとのことで調べていただくと、「おそらく 211~257mm/24h の間でしょう」とのことでした。実際の様子を知りたくて手光今川流域住民の方々に聞いて回ると、昨年の 7 月 10 日、「家の前の川があと 5cm で溢水するところだった」(■■■■、■■■■氏)、「家の前の側溝から水が噴き出していた」(■■■■)との証言が得られました。その日の降雨量(津屋崎観測所)を調べると 216mm/24h であり、まさに概算の範囲内でした。

216mm 程度の雨で溢水寸前になる川は不安だなと思いましたが、流域住民から多く聞いたのが、「溢水したとしても、まだ田畑(=学校予定地)があるから」という言葉でした。確かに手光今川の溢水は、降雨量が 216mm/24h を超えたあたりから始まる可能性があります(資料 2)。しかし、田畑は住宅地よりも少し低いため、水はいったん田畑に流れ込み、そこが満水になったとき初めて周辺地域を浸水させ始めます。実際に■■■■氏は、手光今川が一部溢水し、田畑に流れ込んでいる様子も見ています。ですから私たち流域住民は、多少強い雨が降っても、そこまで脅威を覚えることなく暮らすことができてきました。しかし盛土後は受け皿がなくなり、さらに地点 9 のほうが学校よりも低い場所になりますので、降雨量が 216mm/24h を超えて川が溢水を始めたとき、水はそのまま住宅地に流入してくる可能性があります。つまり、現状だとかなりの降雨量がなければ周囲への浸水が起こらないのに対して、学校造成後は少し強めの降雨量でも浸水が起き始める可能性があると考えるのが妥当です。

説明会の際、教育部の方は何度も「1,000 年に一度ですから」と言われましたが、ここが噛み合っていないかったのだとようやく腑に落ちました。つまり、私たち住民は、1,000 分の 1 確率・1103mm/24h のような大水害が起きたときのことを心配しているのではなくて、明日にでも起こるかもしれない強めの雨を問題にしています。ちょうど国交省水防企画室の方ともお話しでき、「1,000 分の 1 確率で洪水浸水想定区域を出すと、川の流域が広範囲に活用できない事態になる。それを防ぐため、近年では 10 分の 1、30 分の 1 といった現実的な確率規模別(降雨量別)の『多段階浸水想定』が全国的に実施されるようになっていきます」とうかがったとき、私たちが望んでいるのはまさにこれだとわかりました。現状ならどのくらいの降雨量で私たちの家は浸水を始め、学校造成後はどのくらいの降雨量で浸水を始めるようになるのか。さらに降雨量が上がっていったとき浸水深はどう推移するかについて、私たちは知る必要があります。それも、“盛土が行われる前に”、です。そこには、切実な理由があります。

アパート 10 棟が立ち並ぶ地点 9 は、耳や足腰の悪い、一人暮らしの高齢女性が複数いらっしゃる場所です。未就学児や小学校低学年のお子さんのいる家庭も複数あります。浸水深

は 20cm を超えると水圧で扉が開けづらくなり、50cm を超えると大人でもなかなか開けられなくなることはご存知でしょうか。車も、30cm の浸水でエンジンが停止し、50cm で車体が浮いて流されます。説明会のとき教育部の方は私たちに、「自然災害の場合、補償は非常に難しい。浸水が起きた場合は、市としては『逃げてください』としか言えない」と言われました。しかし一人暮らしの高齢女性が、いくらドアを押しても開かないときはどうしたらいいのでしょうか？ 危機を知らせようと外から何度チャイムを押しても、高齢女性が気付かないときは？ お子さんだけで留守番しているときは？ 夜、寝ている間に浸水が始まったら？ こうした様々な状況が予見される中で、「どれくらいの降雨量で、住宅地への浸水が始まるか」を事前に知っておくことは、私たち住民にとって死活問題です。この情報が得られるまで、盛土工事を始めてもらうわけにはいきません。

もう一点、お願いがあります。浸水想定区域に学校をつくる場合は通常、利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を交えた検討委員会をつくり、学校にも周囲にも安全な学校を検討するそうです。福津市では、このような検討委員会をつくらずに、盛土工法による建設案が進められています。子どもたちのために学校をつくることの大切さはもちろんわかりますが、その際に、周辺住民である私たちに被害を及ぼさないほかの工法はないのか、利害関係のない、第三者である学識経験者の知見を交えて検討していただけないでしょうか。検討した結果、この工法しかないということであればまだしも、そのプロセスさえないまま私たちに浸水被害を受け入れるというのは、あまりにも理不尽な話ではないでしょうか。

以上の点から、私たち流域住民は、今の学校造成をこのまま容認するわけにはいきません。この計画に最も責任を負っていらっしゃるのが福津市教育委員会とのことです。ので、請願法第 3 条の規定に基づき、福津市教育委員会に下記のとおり請願します。あわせて、福津市教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、教育委員会会議においてこの請願に係る事情を口頭で述べることにについて許可をくださるよう申請します。

教育委員の皆様におかれましては、請願事項について誠実にご審議いただき、採択されるようお願いいたします。

記

- 請願事項 1 盛土造成前に比べて盛土造成後、どのくらいの降雨量のときに周辺地域の「浸水」が始まるようになるのかを教えてください。これは、内水浸水想定ではわからない情報です。専門業者に依頼して、「宅地造成後（小学校未整備）」と「学校造成後」に分けた手光今川・道辻川周辺地域の浸水想定を、年超過確率別に多段階でお示しください（多段階浸水想定）。
- 請願事項 2 利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を交えた検討委員会をつくり、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。
- 請願事項 3 教育委員会に利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を招致して、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。
- 請願事項 4 教育委員会主催、教育委員出席による住民説明会を、早急に開催してください。
- 請願事項 5 請願事項 1 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。
- 請願事項 6 請願事項 2、3 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。
- 請願事項 7 請願事項 4 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。

議案第 34 号

福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

別紙のとおり福津市スポーツ推進審議会委員を委嘱する。

令和 6 年 6 月 27 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市スポーツ推進審議会条例（平成 28 年福津市条例第 27 号）第 3 条の規定により、別紙名簿のとおり福津市スポーツ推進審議会の委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市スポーツ推進審議会条例（抄）

（組織）

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員 1 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 市内スポーツ関係団体の代表者
- （3） 市内小・中学校教職員の代表者
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

福津市スポーツ推進審議会名簿（案）

（任期：令和6年7月1日～令和8年3月31日）

※令和6年6月27日現在

	区 分		氏 名	性別	備考（所属団体等）
1	学識経験者	1号	イクタ ジュンイチ 生田 淳一	男	福岡教育大学
2	スポーツ関係団体	2号	アベ ヤスヒデ 阿部 康英	男	福津市スポーツ推進委員
3	スポーツ関係団体	2号	ウチヤマ クミコ 内山 久美子	女	福津市スポーツ推進委員
4	スポーツ関係団体	2号	シノザキ スミコ 篠崎 寿美子	女	福津市スポーツ推進委員
5	スポーツ関係団体	2号	マスイ クミコ 増井 久美子	女	福津市スポーツ推進委員
6	スポーツ関係団体	2号	ナカオ マナブ 中生 学	男	福津市体育協会
7	小・中学校代表	3号	フジオカ タロウ 藤岡 太郎	男	福津市立福間中学校
8	小・中学校代表	3号	マトバ タカユキ 的場 隆幸	男	福津市立神興東小学校
9	その他	4号	アソウ タツヒロ 麻生 辰廣	男	福津市身体障害者福祉協会
10	その他	4号	キムラ ユウミ 木村 由美	女	公 募

議案第 35 号

福津市立図書館協議会委員の解任及び任命について

別紙のとおり福津市立図書館協議会委員を解任及び任命する。

令和 6 年 6 月 27 日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市立図書館協議会条例（平成 17 年福津市条例第 146 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり福津市立図書館協議会の委員を解任及び任命する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市立図書館協議会条例（抄）

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、福津市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する委員 10 名以内をもって組織する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

福津市立図書館協議会委員

1. 解任する者（解任日：令和6年6月30日）

区分	氏 名	フリガナ	性別	
1号	木庭 竜之助	コバ リュウノスケ	男	津屋崎小学校長 解任日：令和6年6月30日
1号	清水 光朗	シミズ アキラ	男	福間中学校長 解任日：令和6年6月30日

2. 新たに任命する者（任期：令和6年7月1日から令和7年6月30日）

区分	氏 名	フリガナ	性別	
1号	安河内 友美	ヤスコウチ ユミ	女	福間小学校長
1号	國廣 信弥	クニヒロ シンヤ	男	福間東中学校長

【参考】 任命済の者（任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日）

区分	氏 名	フリガナ	性別	
3号	河井 律子	カワイ リツコ	女	会長
3号	山元 悦子	ヤマモト エツコ	女	副会長
3号	安德 尊博	アントク タカヒロ	男	
2号	小松 益子	コマツ マスコ	女	
2号	立石 たかね	タテイシ タカネ	女	
2号	田島 勝彦	タジマ カツヒコ	男	公募
1号	藤吉 有里	フジヨシ ユリ	女	公募
2号	山口 尚志	ヤマグチ ヒサシ	男	公募

（区分）福津市立図書館条例第3条第1項

1号：学校教育及び社会教育の関係者

2号：家庭教育の向上に資する活動を行う者

3号：学識経験のある者

令和6年度 教育委員会スケジュール

6月27日	木	令和6年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
		【文科省主催】全国市町村教育委員会研究協議会	13:30	(オンライン)	田中委員 村井委員	

7月の教育委員会定例会は7月25日(木)の予定です。宜しくお願いします。

R6.7.1～7.31

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
7月8日	月	庁議	13:30	庁議室		○
7月10日	水	福岡地区不祥事防止対策推進委員会	15:30	福岡教育事務所 視聴覚室		石津部長
		管内教育長会議	16:00	福岡教育事務所 視聴覚室		石津部長
7月11日	木	神興幼稚園訪問	9:00	神興幼稚園	○	○
7月13日	土	郷育カレッジ開講式	12:30	中央公民館	○	○
7月22日	月	庁議	9:00	庁議室		○
7月25日	木	令和6年教育委員会第7回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
7月31日	水	福津市人権・同和教育研究協議会/CS実践報告会	13:45	カメラアホール		石津部長

8月の教育委員会定例会は8月22日(木)の予定です。宜しくお願いします。